

安曇野市開発行為等に係る消防水利施設設置基準

(目的)

第1条 この基準は、安曇野市において行う開発行為等について、消防法（昭和23年法律第186号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に基づき、消防水利施設の設置等について必要な事項を定めることにより、消防活動上必要な消防水利施設の整備及び適切な消防活動を推進し、火災等の災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利施設 水利基準に規定する消火栓及び防火水槽をいう。
- (2) 開発行為 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更をいう。
- (3) 開発事業 建築物を建築又は建設する事業、建築物等の用途を変更する事業、土地の区画形質を変更する事業、その他土地利用を変更する事業をいう。
- (4) 開発区域 開発事業を行う区域をいう。
- (5) 開発面積 開発区域の全面積をいう。

(適用範囲)

第3条 この基準は、次の各号に定める開発事業に適用する。ただし、自己の居住、駐車場、資材置場、重機置場等その他これに類する目的とした開発事業については、この基準を適用しない。

- (1) 開発面積が1,000平方メートル以上の開発事業
- (2) 前号に該当しない場合においても、検査済証の交付日から起算して1年以内に引き続き隣接地の開発事業を行い、その合計が1,000平方メートル以上となる開発事業
- (3) その他市長が必要と認める開発事業

(事前協議)

第4条 開発面積等による消防水利施設設置基準（別表第1）により、消防水利施設の設置を求められた開発事業を行おうとする者（以下「開発事業者」という。）は、工事着手前30日までに事前協議申請書（様式第1号）に必要な図書を添えて市長に提出し、協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときはこれを協議し、開発事業を認めたときは、協議済証（様式第2号）を開発事業者に交付するものとする。

ただし、開発面積が3,000平方メートル以上の場合は、協議済証の交付前に管轄する消防署と協議を行い、意見を求めるものとする。

(消防水利施設設置基準)

第5条 開発事業者は、開発事業を行うに当たっては、水利基準に定めるもののほか、次の各号に定める基準を満たす消防水利施設を設置しなければならない。

- (1) 消防水利施設は、開発面積等による消防水利施設設置基準（別表第1）により配置するものとし、開発区域内すべてを充足するものとする。
- (2) 消防水利施設の位置は、次に掲げる要件に該当するものとする。
 - ア 消防自動車容易に部署でき、吸水管投入等の消防活動が円滑に行える位置であること。
 - イ 原則として、幅員4メートル以上、勾配7パーセント以下の道路に接した交差点又は分

岐点付近であること。

ウ 防火水槽吸管投入孔の中心から道路側端までは5メートル以下であること。

エ 維持管理について安全な位置であること。

(3) 消火栓の構造は、次に掲げる要件に該当するものとする。

ア 原則地上式とし、口径65ミリメートルとし、水道管口径75ミリメートル以上の配水管に取り付けられていること。

イ 消火栓付近に、ホース格納箱を設置し、別表第2に掲げる器具一式を格納するものとする。

(4) 防火水槽の構造は、次に掲げる要件に該当するものとする。

ア 財団法人日本消防設備安全センターが定める「耐震性貯水槽の設計照査要領」の規定に基づく現場打ち耐震性貯水槽又は財団法人日本消防設備安全センター認定の二次製品であること。

イ 地盤面から底面までの落差は4.5メートル以内であること。

ウ 吸管投入孔は、重耐用鉄製の蓋で黄塗色し、原則として2か所の設置をすること。

エ 吸管投入孔の直下に直径60センチメートル以上、深さ30センチメートル以上の集水ピットを設置すること。

オ 防火水槽の敷地にフェンス等を設置する場合は、消防自動車が部署する道路以外の部分に設置すること。ただし、フェンス等に吸水管の投入孔(20センチメートル角以上のもの)に限る。)及び出入扉を確保する場合は、この限りでない。

カ 防火水槽の外壁は、隣地境界から1メートル以上離すこと。

キ 防火水槽の敷地内は、舗装、碎石敷等の措置を施すこと。

ク 給水管(管径20ミリメートル以上で自動給水装置又は手動式バルブ式)を設置すること。ただし、給水管と同等以上の消火栓が吸管投入孔から直近20メートル以内にある場合、又は設置できる場合は、この限りでない。

ケ その他本号に定めのない事項については、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額(昭和29年総理府告示第487号)及び消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成14年消防第69号)の規定によるものとする。

(消防水利施設標識)

第6条 消防水利施設には、その位置を明示するための標識等を設置するものとし、1消防水利施設に対して1基設置するものとする。ただし、設置した消防水利施設が地上式消火栓の場合は、この限りでない。

2 消防水利施設標識の設置箇所は、原則、消防水利施設の直近で、消防活動に支障がなく、消防水利施設であることが容易に確認できる場所とする。ただし、周辺の状況等により設置が困難な場合は、別途協議によるものとする。

(設置確認)

第7条 開発事業者は、前2条の規定により消防水利施設及び消防水利施設標識の設置が完了したときは、速やかに確認願(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する確認願が提出されたときは、設置の状況を確認し、基準に適合しているときは、確認済証(様式第4号)を開発事業者に交付するものとする。

(施設の管理等)

第8条 開発行為等により設置された消防水利施設に係る敷地及び施設等の管理は、設置者の責任において管理するものとする。

2 消防水利施設に係る敷地及び施設等を市に寄附する場合は、別途協議するものとし、その手続が完了するまでは設置者の責任において管理するものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

開発面積等による消防水利施設設置基準

開発区域 の全面積	消防水利施設	緩 和 措 置
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	40 m ³ 以上の防火水槽 1 基以上又は消火栓	1 開発区域周辺に防火水槽又は消火栓が設置されている場合は、下表「一の消防水利施設に至る距離」まで有効とする。
3,000 m ² 以上	40 m ³ 以上の防火水槽 1 基以上及び消火栓	1 開発区域周辺に防火水槽又は消火栓が設置されている場合は、下表「一の消防水利施設に至る距離」まで有効とする。 2 開発区域が付近の 40 m ³ 以上の防火水槽により部分的に包含できる場合は設置が必要な防火水槽を消火栓にかえることができる。

一の消防水利施設に至る距離

用 途 区 分	一の消防水利施設に至る距離
近隣商業地域、商業地域、工業地域、工業専用地域	100m以内
上記以外の地域	120m以内

(別表 2)

ホース格納箱器具一式

消火栓器具の内訳	基準数
管 鎗 65A×19 mm L=750 mm	1 本
ホース 65A×20m 使用圧 0.9M p a	3 本
開閉キー (消火栓回し)	1 本

事前協議申請書

年 月 日			
（宛先）安曇野市長			
申請者（住所） （氏名） ㊟ （電話） 設計者（住所） （氏名） ㊟ （電話） 土 地（住所） 所有者（氏名） 申請書類についての照会 連絡先（担当者氏名）TEL			
安曇野市内において開発事業を行いますので、これに係る消防水利施設について開発行為等 に係る消防水利施設設置基準の規定に基づき、下記のとおり協議したいので申請します。 記			
開発区域の地名・地番			
開 発 着 手 （予定）年月日	年 月 日	開 発 完 了 （予定）年月日	年 月 日
開 発 面 積	m ²	開発等の内容 （目的・棟数）	
設置する消防水利施設 の種類、数、容量 等			
施設・土地の帰属			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは A4 とする。
- 2 申請者が法人の場合は、法人の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 この事前協議申請書は必要図書を添えて正・副 2 通を提出すること。
- 4 「※」欄は、記入しないこと。

協 議 済 証

第 号 年 月 日 様 安曇野市長 印 開発事業に係る消防水利施設の設置について、下記のとおり協議が整ったので、開発行為等に係る消防水利施設設置基準の規定により本証を交付します。 記			
開発区域の地名・地番			
開 発 面 積	m ²	開発等の内容 (目的・棟数)	
設置する消防水利施設 の種類、数、容量 等			

備考 この用紙の大きさは A4 とする。

備考 1 この用紙の大きさはA4とする。
2 「※」欄は、記入しないこと。

確 認 済 証

年 月 日 危第 号 様 安曇野市長 印 月 日、下記の消防施設について、開発行為等に係る消防水利施設設置基準の規定により確認したので本証を交付します。 記		
開 発 者	住 所	
	氏 名	
開発区域の地名・地番		
開 発 面 積		m ²
消 防 水 利 施 設 の 種類、数、容量 等		防火水槽 基 消火栓 基 (ホース格納箱 基、ホース 本、管槍 本、消火栓回し 本)

備考 1 この用紙の大きさは A4 とする。